

固定電話を巡る環境変化等を踏まえた ユニバーサルサービス交付金制度の在り方

令和4年1月

■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

■ 検討事項

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

諮問理由

- ◆ 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)等の改正により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが可能とされた。これを受けてNTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話の提供開始を予定しているところ、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方を検討する必要がある。
- ◆ また、NTT東日本・西日本が提供する加入電話については、公衆交換電話網(以下「PSTN」という。)の設備(中継交換機・信号交換機)が令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ疎通ルートの切替が行われる予定である。このようなIP網への移行に当たり、IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方及びIP網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方を検討する必要がある。
- ◆ さらに、情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月)において、災害時用公衆電話に係る補填について、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない範囲で検討を進めることが必要等の提言を受けており、具体的な補填の範囲等について、検討を行う必要がある。

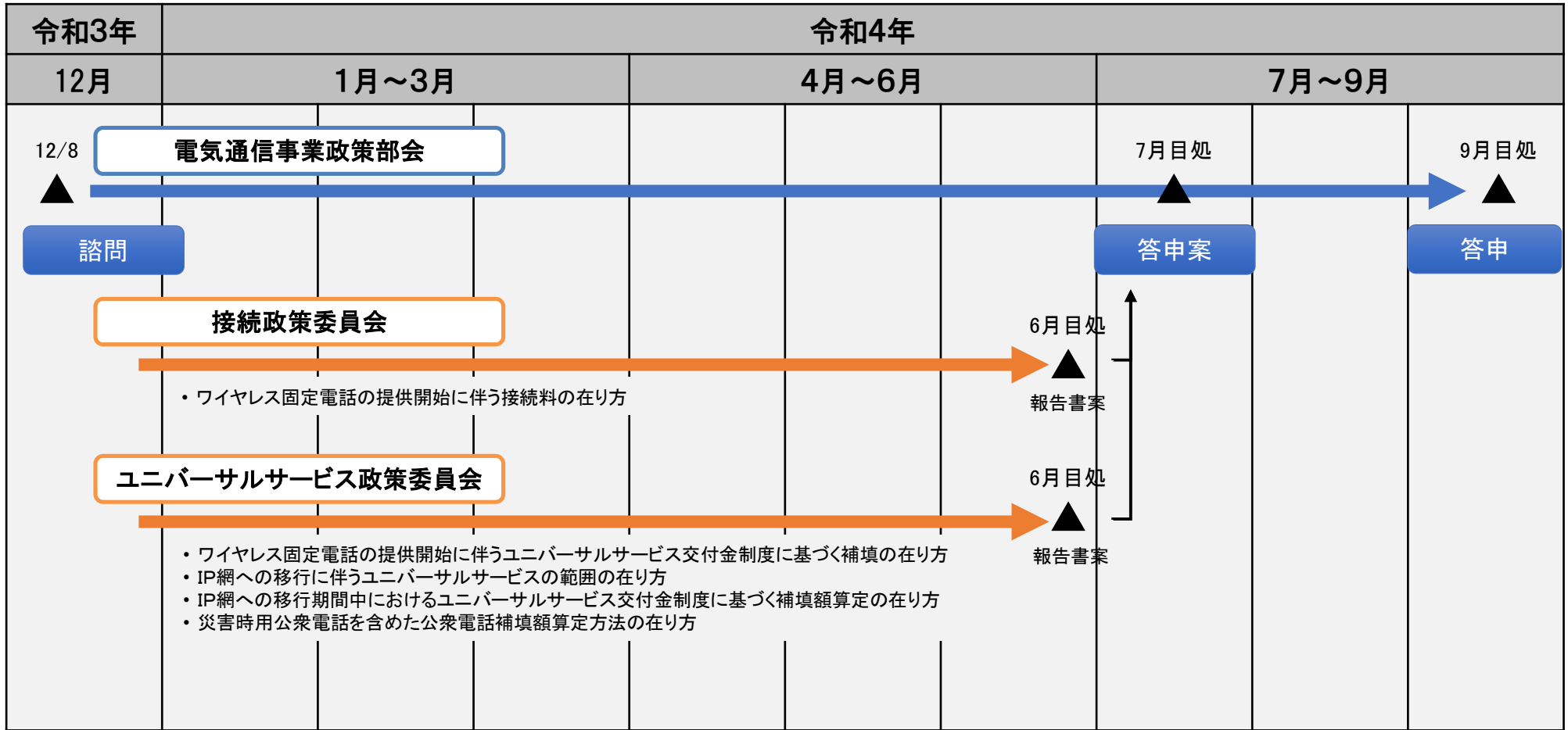
答申を希望する事項

1. **ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方**
2. **IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方**
3. **IP網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方**
4. **災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方**
5. その他必要と考えられる事項

スケジュール

- ◆ 令和4年9月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。

答申に向けたスケジュール



■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

■ 検討事項

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

ユニバーサルサービスとは

- 電気通信事業分野のユニバーサルサービスとは、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービスをいう。(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第7条)
- 現在は、加入電話(加入電話相当の光IP電話、ワイヤレス固定電話を含む。)、第一種公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)がユニバーサルサービスとされている。(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第14条)

基本的要件

- ①国民生活に不可欠なサービスであるという特性 (essentiality)
- ②誰もが利用可能な料金で利用できるという特性 (affordability)
- ③地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性 (availability)

該当する具体的なサービス

加入電話、第一種公衆電話、緊急通報



※ 携帯電話、ブロードバンド、電子メール等はユニバーサルサービスではない。

ユニバーサルサービスの提供の確保

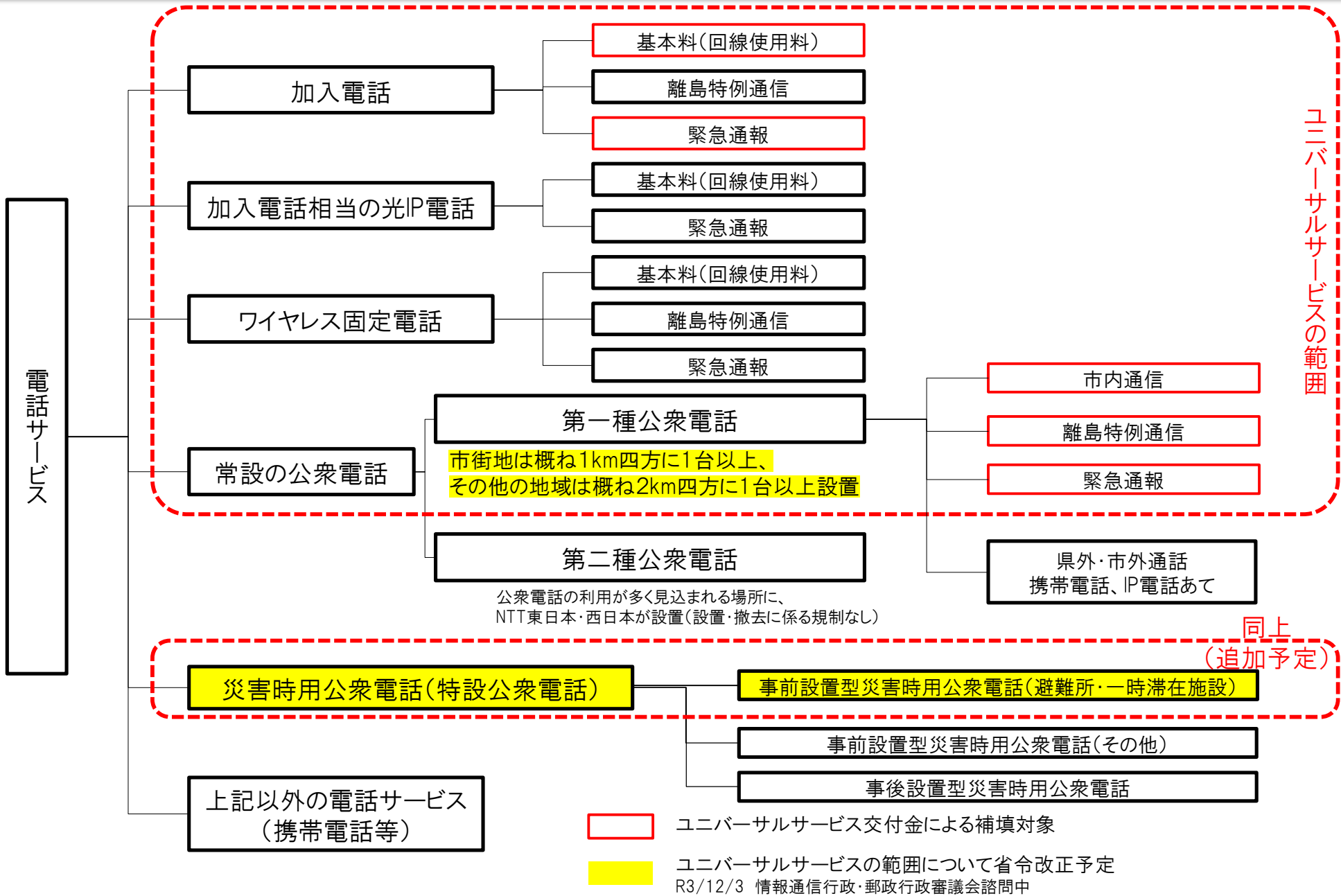
- 現在のユニバーサルサービス(加入電話、第一種公衆電話、緊急通報)については、NTT東日本・NTT西日本が、法令に基づき、日本全国あまねく提供する責務を負っており、高コスト地域を含む日本全国で提供されている。(NTT法第3条)

○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

○日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)
(責務)

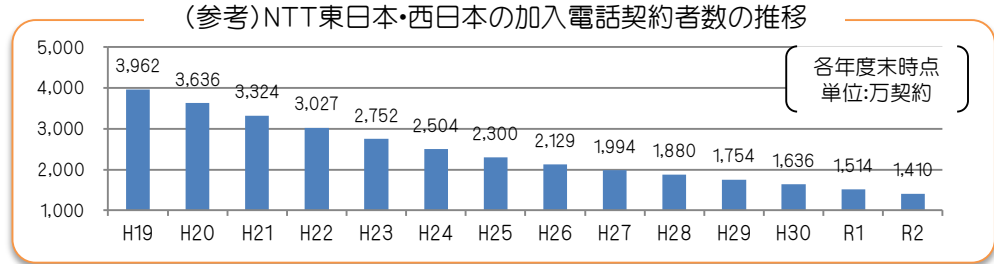
第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。



■ アナログ電話(提供事業者:NTT東日本・西日本、ソフトバンク)

電気通信事業者がアナログ電話用設備を設置して提供する音声伝送役務。近年、加入者数の減少がみられるものの、「あまねく日本全国において提供されている」、「多様な音声伝送サービスとの相互接続性を確保していることから重要」とされ、ユニバーサルサービスに指定された。

- 具体的には、
- イ. 固定端末系伝送路
 - ロ. 離島特例通信
 - ハ. 緊急通報



■ 光IP電話(提供事業者:NTT東日本・西日本、ソフトバンク)

ブロードバンドサービスの普及に伴い、光IP電話が急速に普及。光ファイバーとメタルの二重投資を回避する観点から、平成23年よりユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」に変更したことにより追加。当面は自治体IRU地域での提供が想定され、当該地域は補助金等を受けた自治体により設備構築が行われるため、補填は行っていない。

- 具体的には、
- イ. 固定端末系伝送路
 - ロ. 緊急通報

(参考)加入電話相当の光IP電話

- ①通話品質等が加入電話並みであること。(=OAB～J光IP電話)
- ②基本料金が加入電話並みであること。
 - i. 事住別料金区分が無い場合、月額基本料金が1,700円を超えない。
 - ii. 事住別料金区分がある場合、当該地域のNTTのそれぞれの料金を超えない。
 - iii. 自治体IRU契約により提供される場合、月額基本料が1,700円の1.1倍(1,870円)未満

■ ワイヤレス固定電話(提供事業者(予定):NTT東日本・西日本)

NTT法の改正に伴い、NTT東日本・西日本は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他の電気通信事業者の電気通信設備(携帯電話網)を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能になった。令和4年度第4四半期以降サービス開始予定。

- 具体的には、
- イ. 固定端末系伝送路
 - ロ. 離島特例通信
 - ハ. 緊急通報

(参考)ワイヤレス固定電話

- ①携帯ネットワーク網を使用するため品質については携帯電話網と同程度か
- ②基本料金が加入電話並みであること。
 - 事住別料金区分がある場合、当該地域のNTTのそれぞれの料金を超えない。

■ 第一種公衆電話(提供事業者:NTT東日本・西日本)

社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においては概ね500m四方に一台、それ以外の地域にあつては概ね1km四方に一台の基準(注)により設置。NTT東日本・西日本合計で10.9万台が設置されている。

具体的には、

- イ. 市内通信
- ロ. 離島特例通信
- ハ. 緊急通報

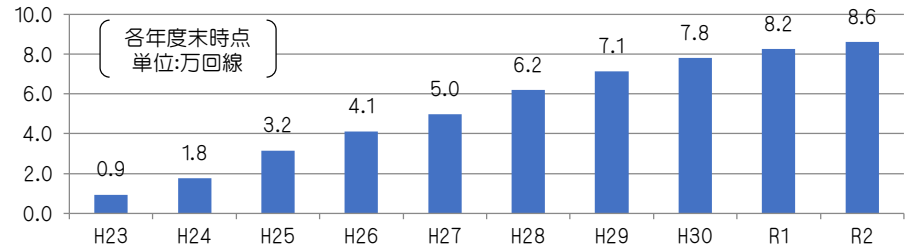
(参考)第二種公衆電話 ※ユニバーサルサービスではない。
公衆電話の利用が多く見込まれる場所に、利用の実態に応じてNTT東日本・西日本が設置。利用額が月額4,000円未満のものを随時撤去。NTT東日本・西日本合計で3.7万台(令和2年度末)が設置されている。

■(予定)災害時用公衆電話(事前設置型)(注)

災害時に避難所等(避難所、帰宅困難者対策拠点のうち一時滞在施設)における電話の利用を確保する観点から、地方公共団体からの要請に基づき避難所等の収容人数おおむね100名に1台の基準によりあらかじめ設置している公衆電話。(電話機そのものは通常の固定電話端末であり、地方公共団体等により設置されている。)

(注)情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月)を受け、現在、情報通信行政・郵政行政審議会へ省令改正案を諮問中。

(参考)NTT東日本・西日本の災害時用公衆電話回線数



これまでのユニバーサルサービスの見直しの経緯

		平成14年度 (制度創設時)～※ IT革命を推進するための 電気通信事業における競 争政策の在り方につい ての第二次答申 (平成14年答申)	平成18年度～ ユニバーサルサービス基 金制度の在り方 (平成17年答申)	平成23年度～ ブロードバンドサービスが 全国に普及するまでの移 行期におけるユニバー サルサービス制度の在り方 (平成22年答申)	令和3年度～ 電気通信事業分野にお ける競争ルール等の包括 的 検証 (令和元年答申)
加入電話	アクセス回線	◎	◎	◎	◎
	市内通信	◎	—	—	—
	離島特例通信	◎	○	○	○
	緊急通報	◎	◎	◎	◎
	上記以外の通信	—	—	—	—
第一種 公衆電話	市内通信	◎	◎	◎	◎
	離島特例通信	◎	◎	◎	◎
	緊急通報	◎	◎	◎	◎
	上記以外の通信	—	—	—	—
光IP電話(加入 電話相当)	アクセス回線	—	—	○	○
	緊急通報	—	—	○	○
	上記以外	—	—	—	—
ワイヤレス固定 電話	アクセス回線	—	—	—	○補填は検討
	離島特例通信	—	—	—	○補填は検討
	緊急通報	—	—	—	○補填は検討
	上記以外の通信	—	—	—	—

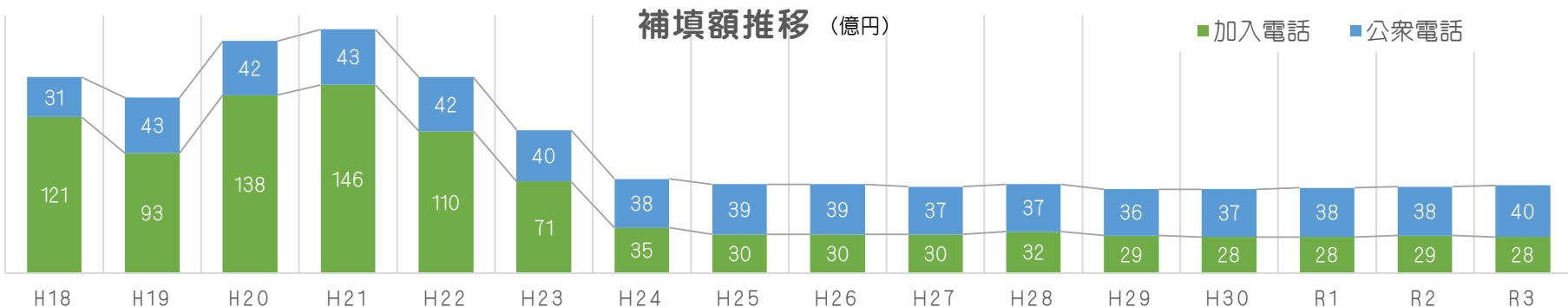
- ◎ ユニバの範囲であり補填も実施
- ユニバの範囲であるが補填は行っていない

※ 制度創設当初は収入費用方式(相殺型)が採用されており、ユニバーサルサービス交付金は交付されていない。補填が開始されたのは平成18年度認可分から。

ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等

- 近年、基礎的電気通信役務に対する補填額は、加入電話よりも公衆電話の割合が高い状況となっている。

会計年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ユニバ収支(億円)	-518	-849	-1,254	-1,312	-1,185	-1,103	-1,079	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572	-546
加入電話	-472	-809	-1,213	-1,270	-1,143	-1,065	-1,039	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539	-513
公衆電話	-46	-40	-42	-42	-43	-38	-40	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33	-33
認可年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補填額(億円)	152	136	180	188	152	111	74	69	69	68	69	65	65	66	67	68
加入電話	121	93	138	146	110	71	35	30	30	30	32	29	28	28	29	28
公衆電話	31	43	42	43	42	40	38	39	39	37	37	36	37	38	38	40
適用年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1番号あたりの月額負担額(番号単価)	7円	6円	8円	8円	7円	(1~6月) 5円 (7~12月) 3円	3円	3円	2円	(1~6月) 2円 (7~12月) 3円	(1~6月) 2円 (7~12月) 3円	2円	(1~6月) 2円 (7~12月) 3円	2円	3円	(1~6月) 2円



※ 「ユニバ収支」は、NTT東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る営業損失を記載。(実際の赤字額)

■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

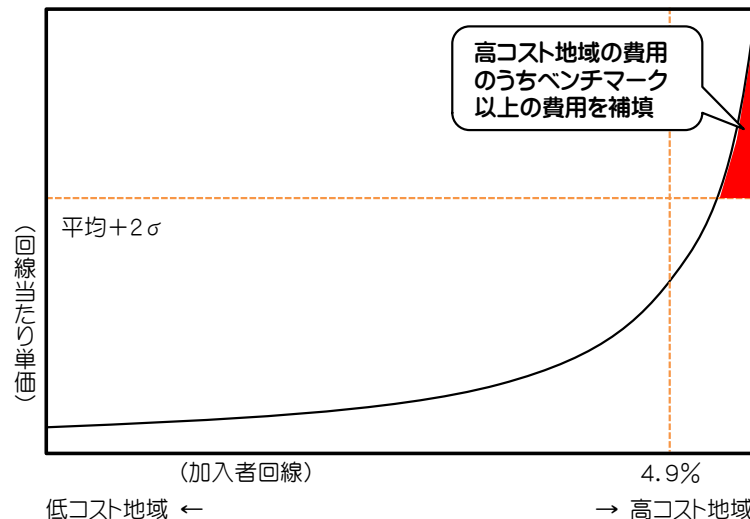
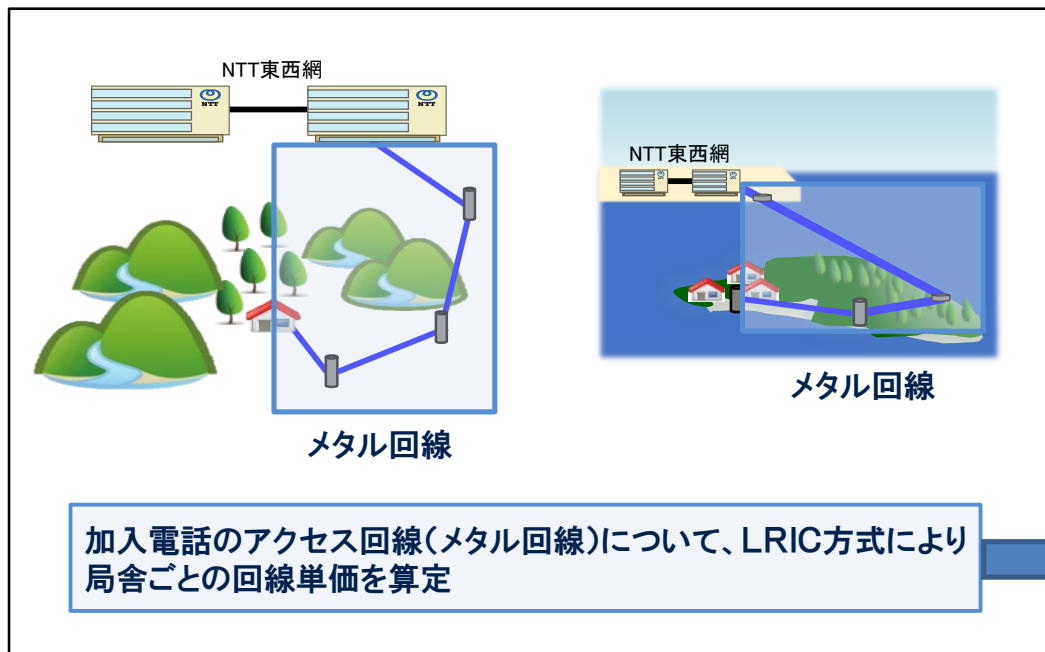
■ 検討事項

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

- 加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務は、ユニバーサルサービスとして位置づけられており、交付金制度に基づく補填の対象とされている。
- 加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額は、現在、長期増分費用方式(LRIC方式)により算定した局舎ごとの回線単価から高コスト地域(上位4.9%)を特定した上で、ベンチマーク(全国平均費用+2σ)方式により算定している。
- 令和3年度認可による補填額(令和2年度コストベース)は27.5億円。

■ 加入電話(アクセス回線)に係る補填額の算定方法



※ 加入者回線数にはIP補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正)を行っている。

- 令和2年のNTT法等の改正により、NTT東日本・西日本は、加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて地域電気通信業務を行うことが可能となった。
- これを受けて、NTT東日本・西日本は、令和4年度第4四半期以降、加入者回線として自ら設置するメタル回線に代わり、他の電気通信事業者から卸役務提供を受ける携帯電話網を用いることにより、ワイヤレス固定電話の提供を開始する予定。
- ワイヤレス固定電話は、加入電話と同等の役務範囲(アクセス回線のみを用いて提供される役務等)が、基礎的電気通信役務として位置付けられている。
- ワイヤレス固定電話の提供が認められる「特例地域であって、加入者密度が18回線/km²未満となる区域」の加入者回線数は、加入電話1,360万回線のうち最大60万回線(令和3年9月末時点)であり、ワイヤレス固定電話は、極めて限定的に提供されることが想定される。

NTT法等の改正(主要部分)

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、**地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない**。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、**総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない**。

<ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合※1>

※1 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)を踏まえ、意見公募手続を経て、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則に具体的に規定。

① 電話の提供が極めて不経済となる場合

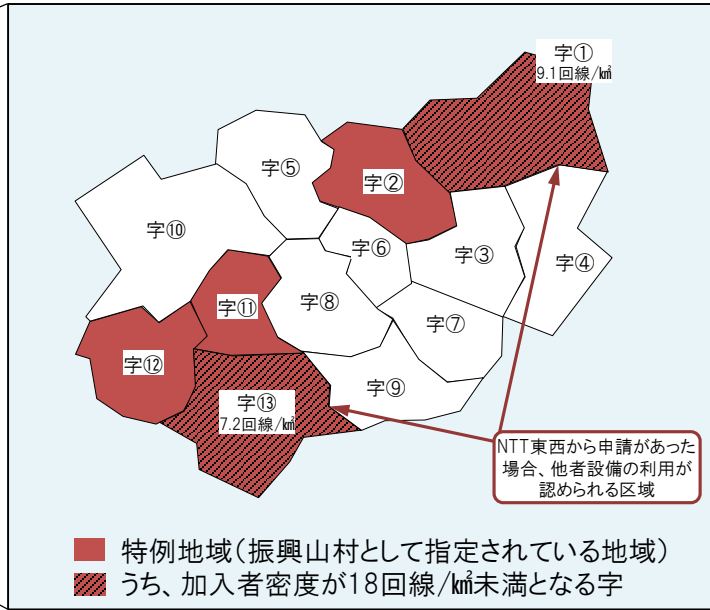
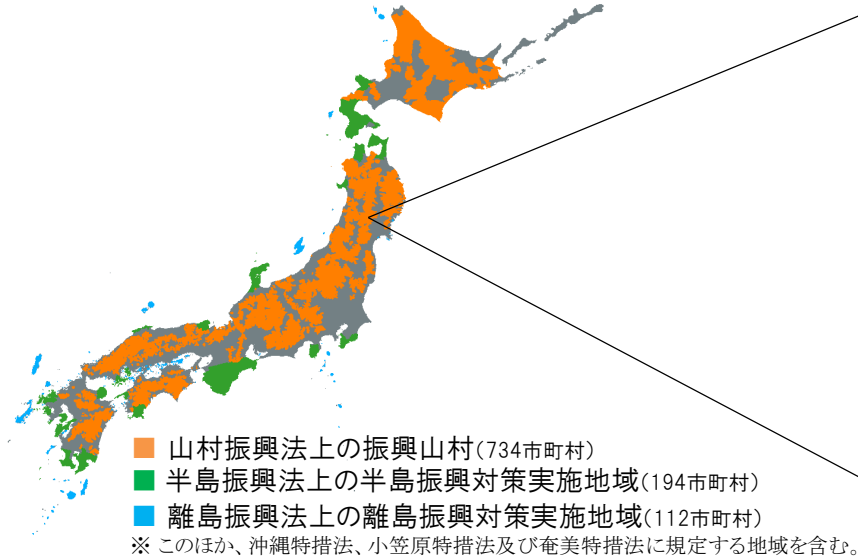
「特例地域※2であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満※3となる」区域等において電話を提供する場合

※2 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域。

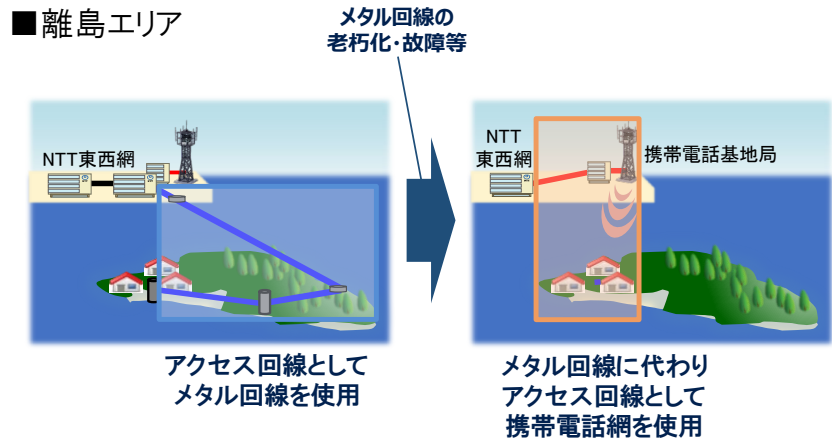
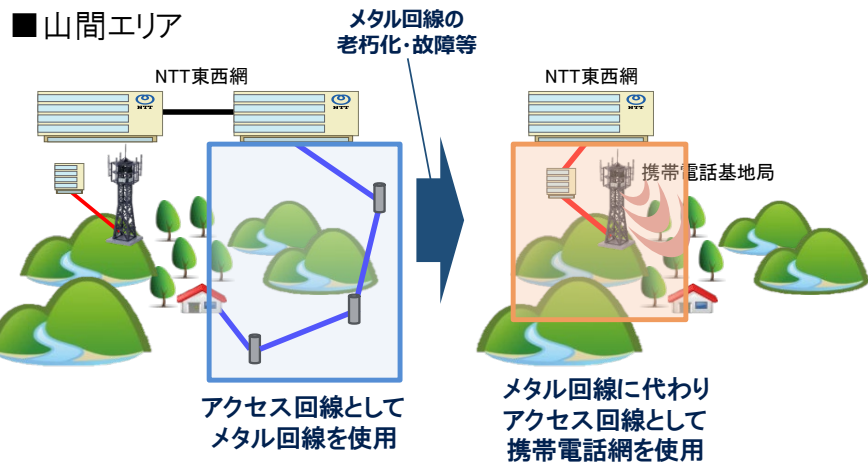
※3 加入者密度の分布を全国の町・字等の単位で見た場合、下位5分の1の町・字等においては、加入者密度が18回線/km²未満となっていることを踏まえた要件。

② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

ワイヤレス固定電話の提供可能範囲イメージ



ワイヤレス固定電話の提供イメージ

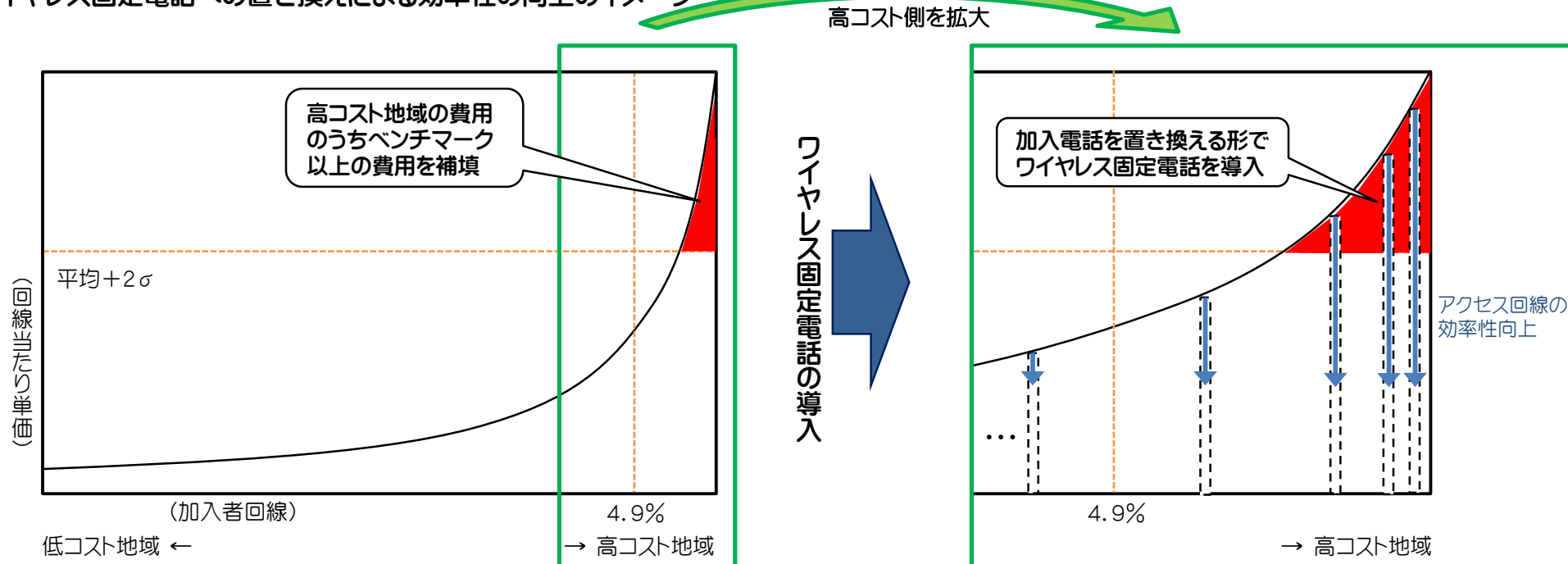


検討事項

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方について検討が必要ではないか。

- 加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務は、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の対象とされており、現在、長期増分費用方式(LRIC方式)により算定した局舎ごとの回線単価から高コスト地域(上位4.9%)を特定した上で、ベンチマーク(全国平均費用+2 σ)方式により補填額を算定している。
- NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、一定の条件を満たす地域等において、加入電話を置き換える形で極めて限定的に導入するというワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえれば、ワイヤレス固定電話の提供開始後においても、現行の加入電話の補填額の算定方法を基本としつつ、これに沿った形で、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法を検討することが適当ではないか。
- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填の考え方については、情報通信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(令和元年12月)において、「例外的に認められた範囲内において無線等の他社設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」とされている。したがって、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要ではないか。
- これらの点を踏まえ、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、加入電話(加入電話から置き換えられたワイヤレス固定電話を含む。)の補填の在り方及び補填額の算定方法をどのようにすべきか。

■ ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性の向上のイメージ



■ 情報通信審議会答申(令和元年12月)抜粋

第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性

第1節 電話サービスの持続可能性の確保

3. 電話サービスの持続可能性の確保に向けた具体的方向性

(6) 現行の交付金制度との関係

現行の基礎的電気通信役務に係る交付金制度は、NTT東西に対して日本全国における電話サービスの提供義務を課しているものの、NTT東西の自助努力だけでは不採算地域における利用者の利便性を確保できないおそれがあるため、NTT東西に接続する接続電気通信事業者等が、NTT東西に交付するための負担金を拠出する制度である。

こうした制度上の趣旨を踏まえれば、例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある。

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方に関する論点について、下記のとおり、関係事業者からヒアリングを実施してはどうか。

■ ヒアリング対象事業者(案)

NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンク

■ ヒアリング項目(案)

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、加入電話(加入電話から置き換えられるワイヤレス固定電話を含む。)の補填の在り方及び補填額の算定方法をどのようにすべきか。

■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

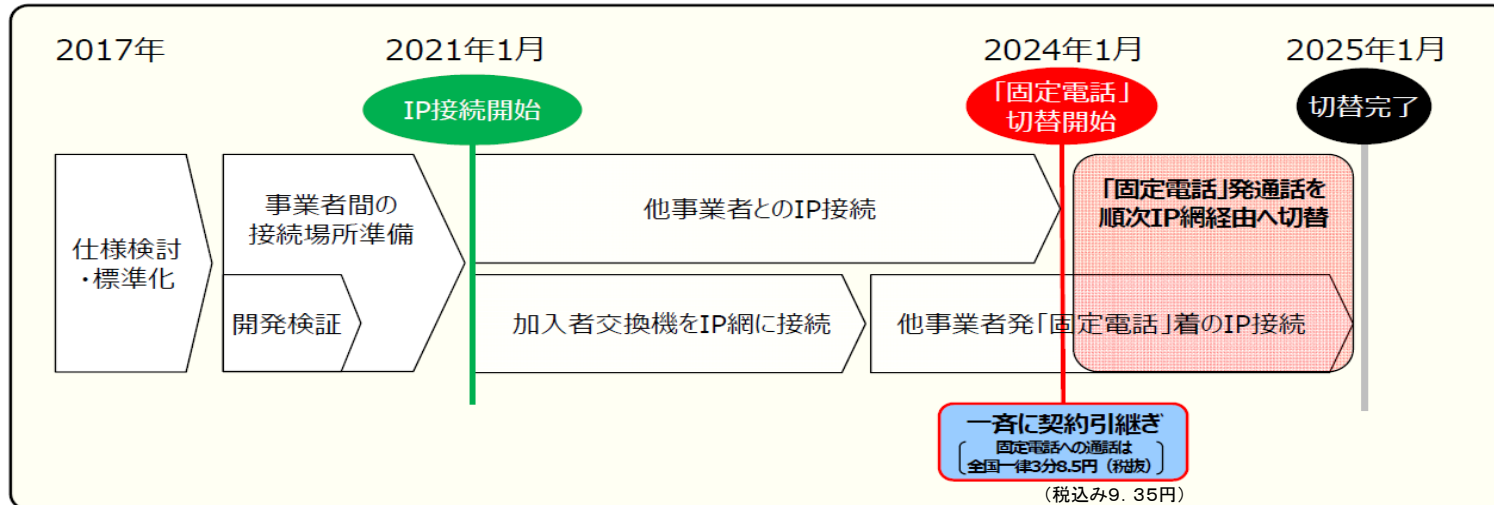
■ 検討事項

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

- 平成29年10月、NTT東日本・西日本が「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」を公表。
 - ①「固定電話」発信の通話のIP網経由への切替は令和6年(2024年)1月から開始。
 - ②「固定電話」の切替開始時に、加入電話の契約を一斉にメタルIP電話に引き継ぎ、新たな料金を適用。
 - ③現在は**距離別**としている**通話料金体系**について、**令和6年1月以降は、全国一律とする旨を公表済み**。
 ※距離別の料金を撤廃することにより、IP-IP接続では事業者間で精算のためのエリア情報の流通を行わないことを事業者間で合意
 - ④基本的な音声サービスは維持し、利用者宅内での工事は不要で、電話機等もそのまま利用可能。

IP網への移行に伴うサービス切替えスケジュール



- 現在、NTT東日本・西日本が提供する電話サービス(加入電話及び公衆電話)は、距離別の料金体系により提供されており、ユニバーサルサービスの範囲についても、それを前提としたものが存在。
- 固定電話網のIP網への移行に伴い、これら距離別料金体系は撤廃され、基本的に全国一律の料金体系により提供されることとなる予定。

【料金体系変更の影響を受けるユニバーサルサービス】

- 離島特例通信
- 第一種公衆電話の市内通信(第一種公衆電話から発信し、同一MA内に着信する通信)

- 離島へは、海底ケーブルを敷設する等、通常より多くのコストがかかっているが、離島振興及びユニバーサルサービスの観点から、現在は特例扱いを設定している。
- 具体的には、離島と通話需要等の面で密接な関係を有する本土の近隣MAとの通話や同一県内にある離島MA間の通話については、実際の距離ではなく隣接するMAとの通話料金を特例として適用している。
- NTT東日本・西日本においては、固定電話網のIP網への移行に伴う距離別の料金体系の撤廃に合わせて離島通信に関する特例も廃止することを検討している。

現在の料金(税込み)

22円/3分(加入電話の「隣接・～20km」と同等)

令和6年1月～

全国一律 9.35円/3分

離島MAと離島以外のMA間の通話料

	離島		特例扱いの対地となるMA
	利尻礼文島	MA名	
NTT東日本	利尻礼文島	利尻礼文	稚内
	奥尻島	奥尻	江差
	佐渡島	佐渡	新潟
	伊豆大島 三宅島 八丈島 小笠原諸島	伊豆大島 三宅 八丈島 小笠原	東京
NTT西日本	隠岐諸島	西郷、海士	松江
	舌岐 対馬	郷ノ浦 対馬佐賀 厳原	福岡*
	五島列島	有川、福江	長崎
	徳之島 屋久島 奄美大島 種子島 甌島列島 硫黄島 中之島	徳之島 屋久島 名瀬 瀬戸内 種子島 中甌 硫黄島 中之島	鹿児島

同一県内にある離島MA相互間の通話料

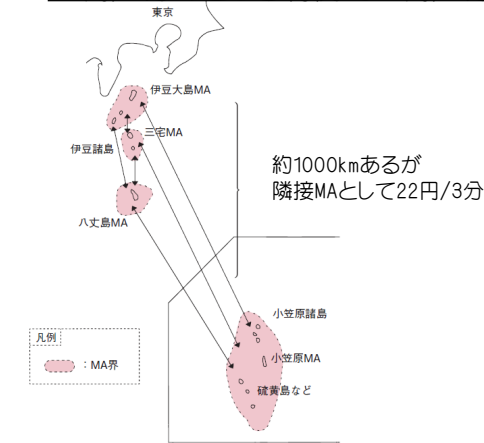
	離島MA名	
NTT東日本	北海道	焼尻 奥尻 利尻礼文
	東京都	三宅 八丈島 小笠原 伊豆大島
NTT西日本	長崎県	対馬佐賀 厳原 有川 福江 郷ノ浦
	鹿児島県	種子島 屋久島 中甌 名瀬 瀬戸内 硫黄島 中之島 徳之島

<例:小笠原諸島>

以下の特例が適用

- ① 小笠原諸島⇄東京
- ② 伊豆大島、三宅島、八丈島、小笠原諸島相互間

44円/3分のところ特例で22円/3分



沖縄の通話料

- 沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との通話地域間距離を算定。(NTTコミュニケーションズが提供)
- 沖縄県内の各MA(那覇、名護、南大東、沖縄宮古、八重山)相互間。

(注) 上記のほか、舌岐・対馬(郷ノ浦MA、対馬佐賀MA、厳原MA)と長崎MAとの間について、90秒までごとに11円。

* 再編成以降、NTTコミュニケーションズが提供。

○ 固定電話網のIP網への移行に伴い、距離別料金体系が撤廃され、公衆電話においても県内通話及び県間通話が全国一律料金として提供されることとなる予定。

公衆電話の通話料

現状

距離段階	通話料(平日昼間) 10円毎
区域内	56秒
隣接・~20kmまで	39.5秒
20kmを超え30kmまで	26秒
30kmを超え40kmまで	21.5秒
40kmを超え60kmまで	16秒
60kmを超え80kmまで	11.5秒
80kmを超え100kmまで	10秒
100kmを超え160kmまで	8秒
160kmを超え	8秒
県間通話	NTTコミュニケーションズが距離別料金で提供
携帯電話への通話	15.5秒
国際通話	国際電話事業者毎の対地別の料金 (国際電話事業者が料金設定)

IP網への切替後

全時間帯

検討中

(県内・県間については全国一律とする考え)

【参考】加入電話の通話料(基本料は現在と同額)

現状

距離段階	固定電話への通話料(税込) [*] < >は3分間通話した場合の料金
区域内	9.35円/3分< 9.35円 >
隣接・~20kmまで	11円/90秒< 22円 >
20kmを超え60kmまで	11円/60秒< 33円 >
60kmを超え	11円/45秒< 44円 >
県間通話	提供していない
国際通話	提供していない

IP網への切替後

固定電話への通話料(税込)

全国一律
9.35円/3分

提供 (料金は検討中)

○ ユニバーサルサービス制度の導入(平成12年度情報通信審議会答申、平成14年度導入)

- 加入電話では、同一MA内に終始する通話が全体の約6割(平成11年度で61%)を占めていた利用実態から、市内通信が基礎的な通信手段として位置づけられた。

通信量から見た我が国の音声通信利用状況より(固定系通信の利用状況(加入電話・ISDN)より)

	平成11年度	令和2年度
通信回数(固定電話→固定電話)	828.0億回	89.7億回
同一MA内に着信する通話	61.0%	43.0%

- 公衆電話については、戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、第一種公衆電話のうち加入電話サービスと同等の部分のみがユニバーサルサービスの範囲とされた。

○ ユニバーサルサービス制度の見直し(平成17年度情報通信審議会答申を踏まえ平成18年度から実施)

- 加入電話については、市内通信に実質的な競争が導入されつつも安定的なサービスが提供されていたため、公正競争上の観点からNTT東日本・西日本の市内通信のみを補填の対象とすることはふさわしくないとされ、補填対象から除外されるとともに、ユニバーサルサービスの範囲から削除された。
- 他方、公衆電話については、ユニバーサルサービスの範囲及び補填対象に変更なし。

(参考)市内通信に係るユニバーサルサービスの変遷

	平成14年度	平成18年度
加入電話	ユニバの範囲とされ、補填※の対象とされた。	ユニバの対象外
第一種公衆電話	ユニバの範囲とされ、補填※の対象とされた。	引き続きユニバの範囲であり補填の対象

※ 制度創設当初は収入費用方式(相殺型)が採用されており、ユニバーサルサービス交付金は交付されていない。補填が開始されたのは平成18年度認可分から。

検討事項

現行のユニバーサルサービスについては、距離別の料金体系を前提として対象役務を定めてきたが、IP網への移行に伴い、次のような視点に立って見直しを検討することが必要ではないか。

● 離島特例通信

- 全国において電話サービスを提供するNTT東日本・西日本は、IP網への移行に伴う距離別の料金体系の撤廃に合わせて離島通信に関する特例も廃止することを検討。
- これに伴い、これまでユニバーサルサービスとされてきた離島特例通信については、今後はユニバーサルサービスとして位置づける必要はないのではないか。

● 第一種公衆電話の市内通信

- IP網への移行により、第一種公衆電話の通話について距離別の通話料金の区分がなくなり、トラヒックとしても「市内通信」とその他の通信を区別する必要がなくなる中で、これまで第一種公衆電話の「市内通信」をユニバーサルサービスとして定めてきたことについて、今後はどのように整理すべきか。
- 加入電話については、アクセス回線に係る役務をユニバーサルサービスとして位置づけているが、公衆電話については、回線の契約が存在せず、通話の都度契約している形式になっていることを考えると、加入電話と同様にアクセス回線をユニバーサルサービスとして位置づけることは難しいのではないか。
- 第一種公衆電話に係るユニバーサルサービスの範囲の在り方を検討するに当たっては、第一種公衆電話に係る補填額の算定方法の在り方(検討事項4:補填額算定方法の在り方)と密接不可分で検討すべきではないか。

(参考)災害時用公衆電話については、通話の相手方を特定せずにユニバーサルサービスとする省令案を情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問中。

参考：関連審議会答申①

IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～ 電気通信審議会(平成12年12月21日)

4 ユニバーサルサービスの確保

(2)ユニバーサルサービスの範囲

イ ユニバーサルサービスの具体的範囲

- ② ユニバーサルサービスの範囲を検討する際には、その範囲を拡大すれば地理的格差なくサービスを楽しむことができる利用者が増加する一方、その提供コストも膨らむことから、必要最小限の範囲とする必要がある。また検討に際しては、サービスの普及率の他、サービスに対する社会的ニーズ、技術の進展動向等を総合的に勘案することが必要である。
- ③ こうした観点に立てば、ユニバーサルサービスの範囲には、
 - (a)加入電話サービス(加入者回線アクセス及び市内通話サービスの他、特例料金が適用される離島通話サービス)、
 - (b)公衆電話サービス(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から一定の基準で設置される第一種公衆電話のうち加入電話サービスと同等の部分)
 - (c)緊急通報サービス(警察110番、消防119番及び海上保安庁118番)
- ④ 加入電話サービスのうち、加入者回線アクセス及び市内通話サービスをユニバーサルサービスとするのは、加入者回線アクセスについては多様な電気通信サービスを利用するための最低限のアクセス手段であると考えられること、また市内通話サービスについては同一MA内に終始する通話が全体の約6割(平成11年度で61.0%)を占めており、利用実態からみて基礎的な通信手段に該当すると考えられることによる。
- ⑤ 公衆電話サービスについては、国民各層にとって機器が使いやすいものであるよう配慮するとともに、機種変更に関する情報を国民利用者に対して十分提供する等、利用者利便の確保に配慮することが望まれる。

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申 情報通信審議会(平成17年10月25日)

第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等

第4節 補填の対象となる具体的役務

1 補填の対象となる具体的役務

イ 市内通話

- 2 平成12年度にマイライン登録制度が導入され、市内通話にも実質的な競争が導入された後、この状況は大きく変化している。平成15年度におけるNTT東・西以外の事業者のシェアは、通信回数については27%、通信時間についても25%と平成11年度から大幅に増加している。また、平成17年4月末時点で、NTT東・西以外のマイライン参加事業者は、市内通話の登録数の31%を獲得しており、うち5事業者は全国一円をサービスエリアとしてNTT東・西と遜色ないサービスを展開している。すなわち、市内通話については、既に全国的に競争状態が実現し、その中で安定的にサービスが供給されていると考えられる。
- 3 市内通話の設備面における費用については、接続料制度を通じてNTT東・西とそれ以外の事業者の間で同じ条件が適用されていることから、NTT東・西の市内通話サービスのみを基金による補填の対象とすることは、公正競争上適当ではない。市内通話についても、市外通話や国際通話と同様に基金による補填の対象から外すべきである。

固定電話網の円滑な移行の在り方～移行後のIP網のあるべき姿～一次答申
情報通信審議会(平成29年3月28日)

3. 固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保

3. 2 「ユニバーサルサービス」への影響

3. 2. 2 具体的方向性(考え方)

現在ユニバーサルサービスとして位置付けられている「アナログ電話」は、現行制度では、社会経済活動に不可欠な基盤であると観念され、電気通信事業法の規定により、基礎的電気通信役務として契約約款による提供が義務付けられている。そして、誰もが利用可能な料金で全国あまねく提供される体制が採られており、実態としても我が国における社会経済活動の基盤となっている。NTT東日本・西日本が提供するメタルIP電話(※)は、2025年頃にNTTにおいて中継交換機等が維持限界を迎えるとしている「アナログ電話」のこうした役割を継承するものとして構想され、またそれを実現できるものと考えられている。したがって、「アナログ電話」からメタルIP電話への移行の開始後は、メタルIP電話を、現在の「アナログ電話」と共に、ユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置付けることが適切であり、そのために、品質等の技術基準の設定について検討することが必要である。

※「第一種公衆電話」を含む。

■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

■ 検討事項

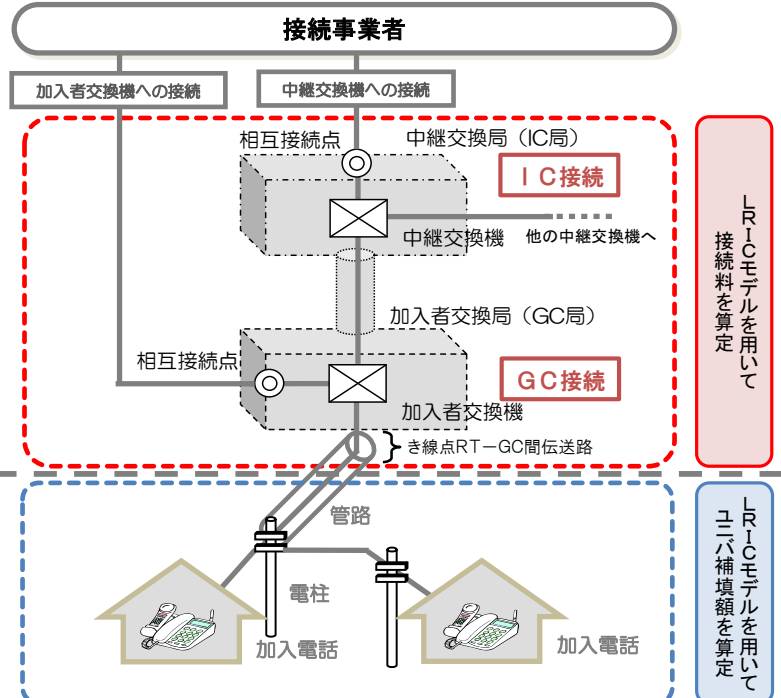
1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

- ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額は、非効率性の排除のため、LRICモデルを用いて算定している。
- NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストについては、ユニバーサルサービス交付金制度の下での利用者負担を軽減するため、平成20年度以降、接続料原価への付替えを行っている。こうした事情から、補填額の算定に用いるLRICモデルについては、接続料の算定に用いるLRICモデルと同じものを用いている。
- 接続料の算定については、情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月)において、IP網への移行期間中(令和4年4月～令和6年12月)の接続料算定に当たり、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用の方針が示された。

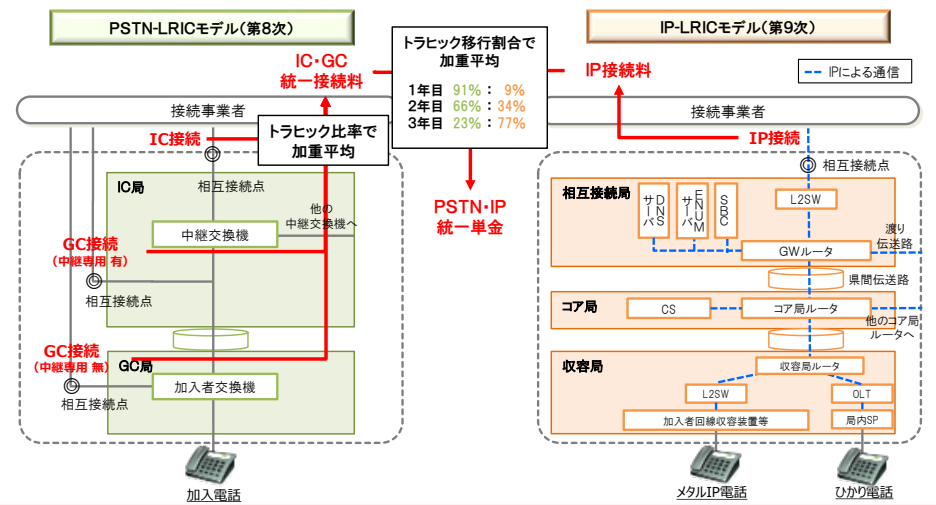
LRICモデルを用いた接続料及びユニバ補填額の算定

NTT東日本・西日本の加入電話・IP網への移行期間中のメタルIP電話の電話網(加入電話の電話網のイメージを例示)



LRICモデルを用いて
接続料を算定

LRICモデルを用いて
ユニバ補填額を算定



IP網移行期間中の接続料算定には、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IPモデルを組み合わせ使用。(令和3年9月 情報通信審議会答申)

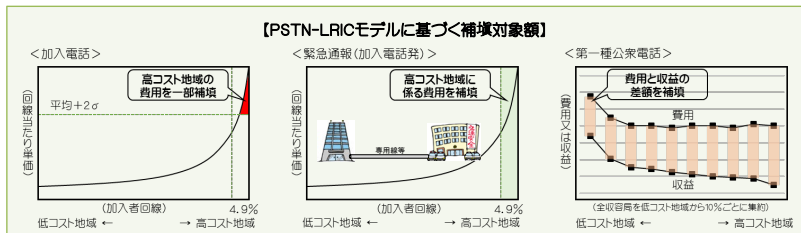
IP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定におけるLRICモデルの適用方法について検討が必要。(諮問事項)

検討事項

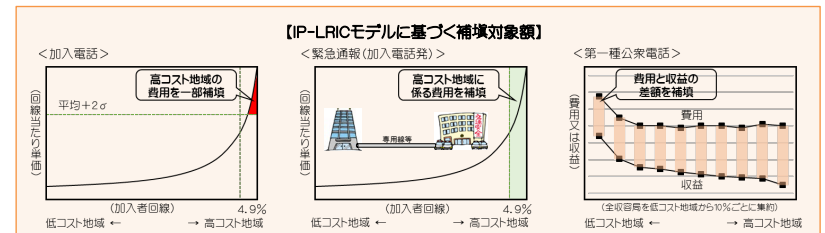
IP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方について検討が必要ではないか。

- IP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額の算定に、どのようにLRICモデルを適用するか検討することが必要ではないか。
- LRICモデルの適用方法としては、IP網への移行期間中という過渡的な期間に限定的に適用することを踏まえ、接続料算定に用いるLRICモデルと同じモデルを用いて補填額を算定するという整理を踏襲し、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせて適用する方法が考えられるのではないか。LRICモデルの適用方法として、他に現実的な選択肢は考えられるか。
- 第9次IP-LRICモデルを用いて補填額算定用のコストを導出する方法について、現在、総務省において精査を進めており、令和4年春頃までに精査を完了する予定。その結果を受けて、具体的な検討を開始することとしてはどうか。

■ PSTN - LRICモデルとIP - LRICモデルの組合せによる補填額算定方法のイメージ



× (1-X) +



× X

X: 接続ルート切替後のトラフィック割合の予測値(令和4年度 9% 令和5年度 34% 令和6年 77%)

■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

■ 検討事項

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日 情報通信審議会答申)の概要

- 災害時用公衆電話は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和*することが適当。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。

答申を踏まえた制度改正の概要



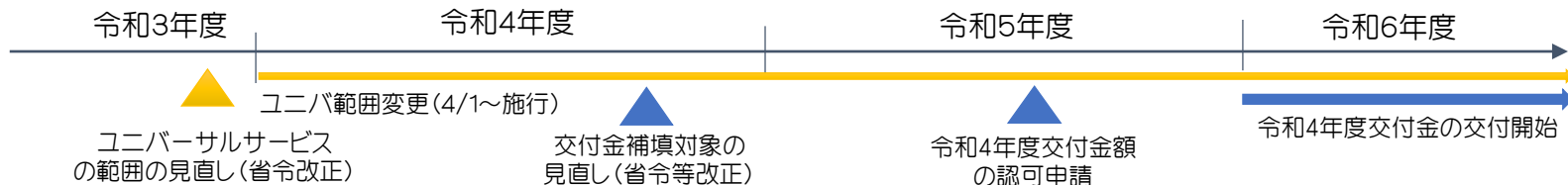
1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し (R3/12/3 情報通信行政・郵政行政審議会へ省令案の諮問済)

- ① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加
- ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和
- ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化【諮問対象外】 等

※ ①②は電気通信事業法施行規則、③は電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の改正

2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 【今回検討対象】

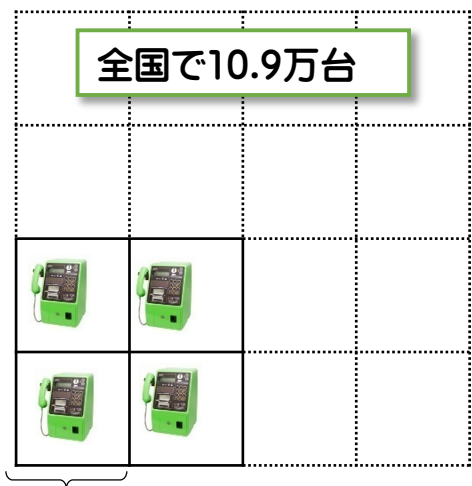
○ 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



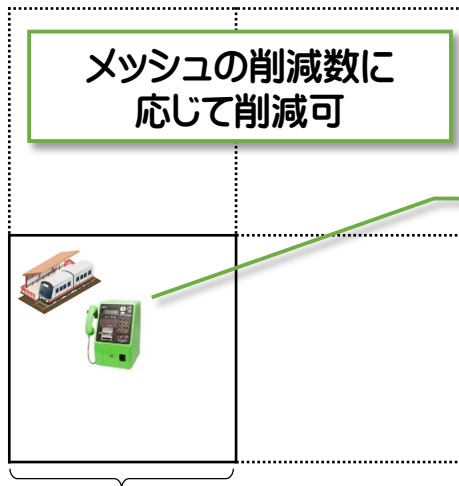
■ 第一種公衆電話の設置基準の改正(案)(情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問中)

現行設置基準
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に一台の基準により設置される公衆電話機

改正(案)
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、**公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地においてはおおむね1km四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に一台の基準により設置されるもの**



単位面積:市街地で500m四方
(それ以外1km四方)



単位面積:市街地で1km四方
(それ以外2km四方)

利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など公衆が容易に出入りすることができる場所への重点的な設置を義務づけ。
(現在は設置場所に規制なし)

旧基準による最低限の設置台数 84,479台

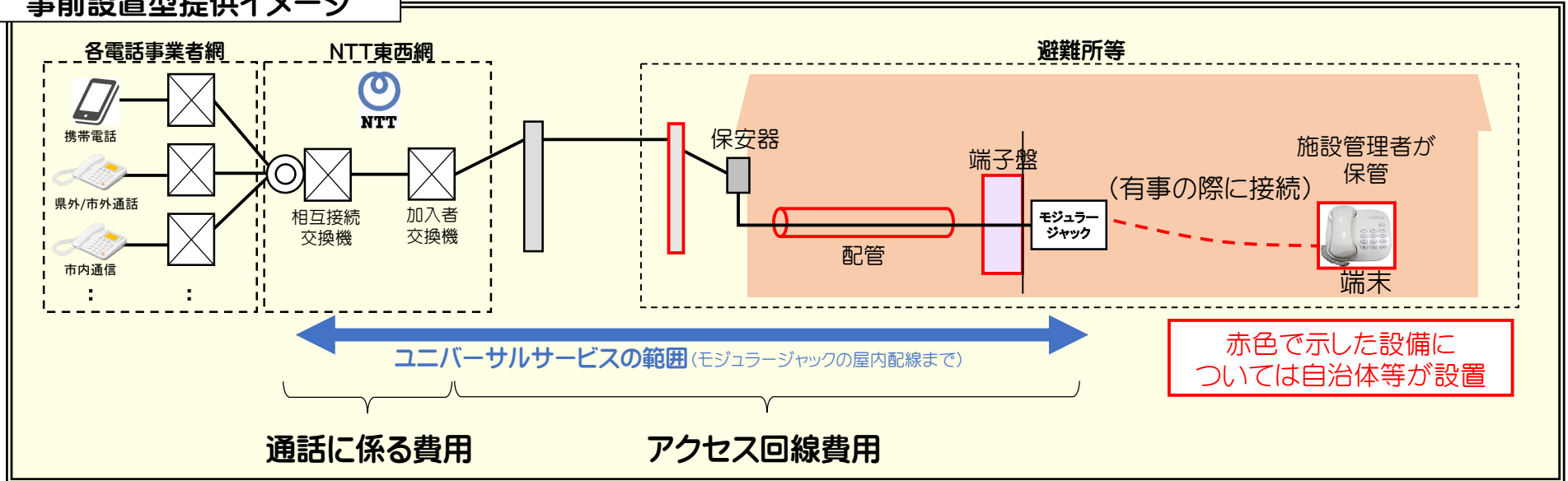
実際の設置台数 108,655台

メッシュの削減数に応じて削減(※現在計算中)
ただし人口集中地区との境界線や、世帯又は事業者が存在するメッシュの境界線等の取扱いにより1/4よりは大きい数字になる。

事前設置型災害時用公衆電話とは

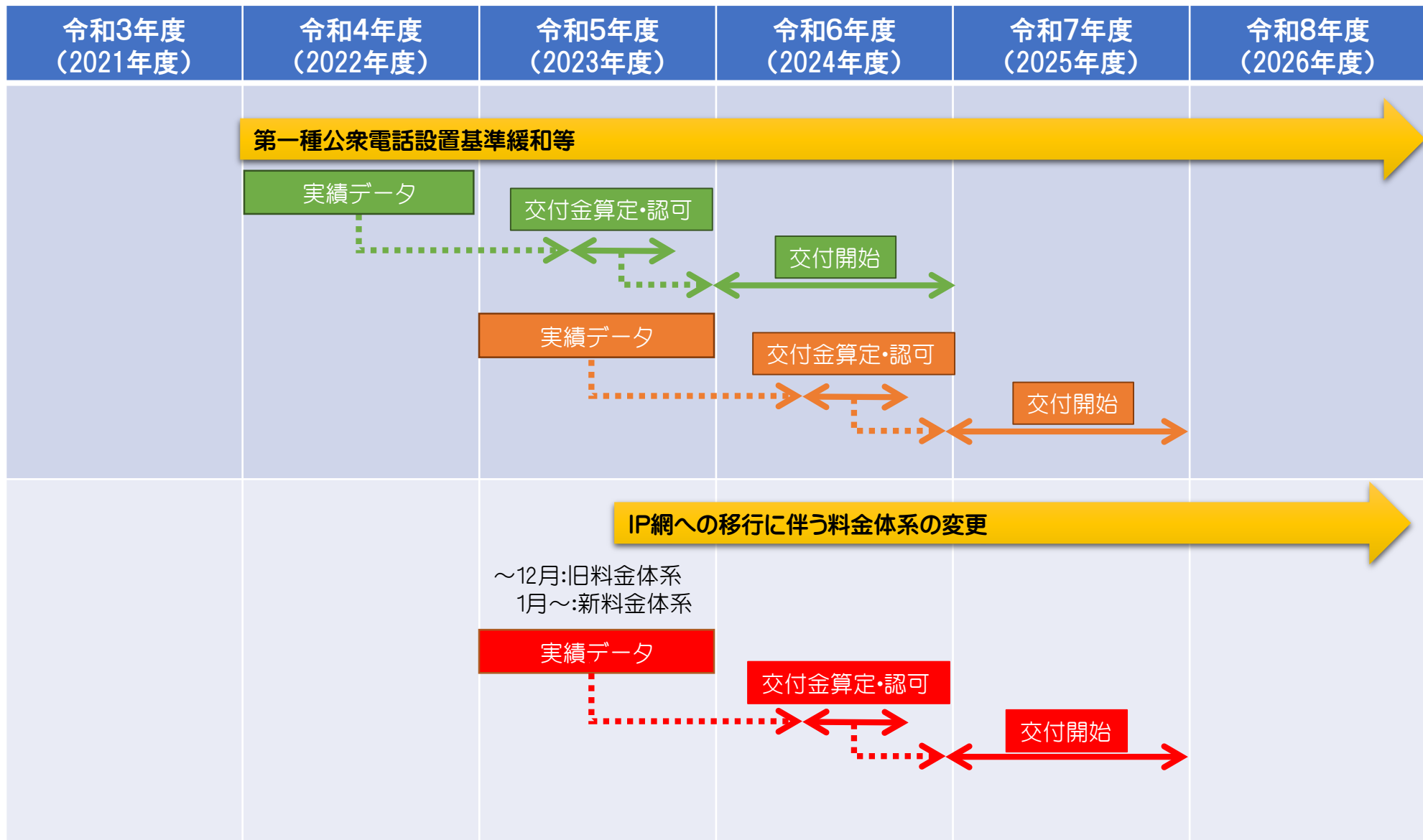
平時に地方自治体と協議の上、避難所等にあらかじめ加入者回線を開通させた上で端末を保管しておき、災害発生後に避難所の管理者等が当該回線に端末を接続して通話の用に供するもの

事前設置型提供イメージ



事前設置型災害時用公衆電話に係る費用の答申の考え方

	災害時用公衆電話の現状	令和3年答申の考え方
設置費用	NTT東日本・西日本負担	現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい
アクセス回線費用	公衆電話接続料に転嫁 (第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条の許可を取得)	具体的な補填の範囲や導入時期について要検討
通話に係る費用	接続事業者同士お互い精算しない取り決めがなされている(NTT東日本・西日本NW部分はNTT東日本・西日本が負担)	現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい



検討事項

● 第一種公衆電話の補填額算定方法の在り方について

○ 第一種公衆電話の設置基準の緩和関係

- 第一種公衆電話については、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月情報通信審議会答申)(以下「答申」という。)において、交付金全体の支出を抑制し、効率化を図る観点から設置基準の緩和等を図ることが適当とされたところであり、現在、そのための制度整備が進められつつある。
- 答申においては、「公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当」としているところ、設置基準の緩和を受けて今後進められる撤去に係る費用の算定方法について検討が必要ではないか。

○ IP網への移行に伴う見直し関係

- 現状、第一種公衆電話については、ユニバーサルサービスの範囲である市内通信等に係る収支差額部分(赤字相当分)を補填しているが、検討事項2のとおり、IP網への移行に伴い、ユニバーサルサービスの範囲について見直しを行う必要があることから、補填の対象についても併せて検討することが必要ではないか。

● 災害時用公衆電話の補填額算定方法の在り方について

- 答申では、事前設置型災害時用公衆電話(以下「災害時用公衆電話」という。)について、今後は基本的にアクセス回線を対象として補填の対象としていくことが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要がある」としている。また、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められている。
- 災害時用公衆電話の補填について検討する前提として、第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握し、それに基づき検討を行う必要があるのではないか。

これら補填額の算定方法の在り方についての検討に当たっては、補填のための交付金を実質的に国民利用者の負担に繋がっていることを踏まえ、各項目ごとの検討に加え、それらを合計した総額への影響も踏まえた上で検討する必要があるのではないかと考えられる。

- 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方に関する論点について、下記のとおり、関係事業者からヒアリングを実施してはどうか。

■ ヒアリング対象事業者(案)

NTT東日本・西日本

■ ヒアリング項目(案)

- 第一種公衆電話の設置基準緩和に伴う設置台数削減について
 - ・新たな設置基準に合わせた設置台数に向けた削減計画(必要期間及び一定期間毎の想定削減台数、手法等)
 - ・撤去にかかる費用(台数あたり工事費、人件費等の他、地域・時期等の諸事情があればそれを踏まえた想定額)
 - ・設置台数削減による費用削減効果(一定期間毎の設置台数減に伴う効果(撤去にかかる費用を含まない)の想定額)
 - ・周知広報(手法・時期等)
- 第一種公衆電話にかかる費用について
 - ・第一種公衆電話にかかる費用(現状及びIP網移行後の想定。①アクセス回線費用、端末費用等に設備毎に区分したもの、②市内・県間等通信先毎に区分したもの)
- 災害時用公衆電話にかかる費用について
 - ・現在提供中の事前設置型災害時用公衆電話にかかる費用(現状及びIP網移行後の想定。アクセス回線費用に限る。)
 - ・今後の設置台数想定

【情報通信審議会答申(令和3年7月)】該当部分

第3章 災害時用公衆電話

第5節 補填の考え方について

災害時用公衆電話は、必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要がある。現在の第一種公衆電話において、収入と費用を相殺した赤字分を全額補填していることも踏まえつつ、安定的なサービス提供の必要性と交付金の規模とのバランスを図る観点から、適切な補填対象の範囲を決定する必要がある。特に、これまで災害時用公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではなく、交付金による補填をしていなかったため、今回、交付金の対象とすることにより、最終的には利用者に転嫁されることを踏まえれば、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への転嫁を増やさない範囲で検討を進めることが必要であり、後述する第一種公衆電話の効率化の状況を見極めながら、補填対象やその導入時期を検討していく必要がある。

① 設置費用

設置費用は、NTT東西が災害時用公衆電話のサービスを提供する前提となる費用であるが、NTT東西によれば、既にこれまで自治体から了承を得られた国内の避難所において設置が完了しており、今後予定される増設も限定的であることから、現時点で、今後発生する設置費用を補填対象とすべき合理的な理由があるとは言い難い。

したがって、当分の間、設置費用を補填対象とする必要はないと考えられるが、今後の災害時用公衆電話の設置計画等も踏まえ、設置費用が円滑な役務提供にどのような影響を与えるか等を十分に見極めた上で、費用負担の在り方について検討することが適当である。

② アクセス回線費用

災害時用公衆電話に係る補填の考え方については、交付金の負担が最終的には国民・利用者に転嫁されること、現在の災害時用公衆電話に係るアクセス回線費用が接続料に転嫁されていること等を踏まえ、国民・利用者や接続電気通信事業者等の関係者の理解を十分に得られるよう、次章で述べる第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある。その上で、ユニバーサルサービスとしての災害時用公衆電話の提供が開始され、利用状況等に関するデータが蓄積されていく中で、今後、必要に応じて、見直しを行うことも検討に値する。

③ 通話費用

通話費用については、現在、NTT東西と接続電気通信事業者等との間で、お互いに費用を精算しないとの取り決めがなされているところである。通話費用は、災害時に限って発生するものであり、アクセス回線費用等に比べて規模も小さく、現時点で、交付金によって補填しなければならない合理的な理由があるとは言い難い。

したがって、当分の間、上記の取り決めを継続することを前提として、通話費用を補填対象とする必要はないと考えられるが、今後、通話費用がNTT東西の収支に対してどのような影響を与えるか等を見極めた上で、料金設定の形態に応じて、費用負担の在り方について検討することが適当である。

第5章 第一種公衆電話の補填について

第1節 基本的考え方

現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の公衆電話の収支状況を踏まえると、全收容局において赤字という傾向に変化は見られないことから、引き続き、補填については同様の考え方を採ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当である。

その上で、上記のとおり、第一種公衆電話については、災害時用公衆電話の位置づけの見直し等を踏まえ、交付金全体の支出を抑制する必要があることから、設置基準の緩和等を図ることが適当としたところである。

NTT東西においては、このような見直しの趣旨を十分に踏まえ、ユニバーサルサービス全体の安定的な提供を確保しつつ、費用の一層の削減に努めることにより、国民・利用者の負担の抑制を強力に進めるべきである。その際、第一種公衆電話の撤去には一定の期間及び費用を要すること、台数を削減したとしても費用が同じ比率で削減されるわけではないことに留意する必要があるが、その中で、可能な限り効率化の取組を進めることが望ましい。

■ 諮問概要

■ ユニバーサルサービス制度の概要

■ 検討事項

1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
2. IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
3. IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方
4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

■ 検討の進め方（案）

